様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　9月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃ　わいず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ワイズ  （ふりがな） ないとう　よしろう  （法人の場合）代表者の氏名 　 内藤　芳郎  住所　〒101-0041  東京都千代田区神田須田町1-9 神田須田町プレイス4F  法人番号　4010001032698  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ワイズのDX推進 | | 公表日 | 2022年10月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト 会社情報『ワイズのDX推進』にて公表  https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  『ワイズのDX(Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション)』に記載 | | 記載内容抜粋 | グローバル規模で目まぐるしく環境が変化しているなか、ビジネスモデルや組織の本格的な変革が必須です。  1995年の創業以来、事務機器・事務用品の販売だけでなくハードウェア・ソフトウェアの生産、ライセンスの輸入などを通じて、様々なノウハウとデータを蓄積してきました。そのノウハウとデータを全社的に有効活用し体制を整え、どのような社会的環境においても、お客様がより良い企業運営を出来る環境の整備に取り組める商品開発・サービス運用に注力することが我々の社会的責任であり利益貢献活動と考えています。オリジナルブランドの継続的な開発でDX推進の支援サービスを展開し、我々の一貫した企業理念である日本経済の屋台骨である中小企業の皆様に経営資源の有効活用と新たな価値を創出するアクションの提供を通して必要とされる企業を目指します。  IT・デジタル技術を駆使し、ノウハウとデータを全社的集約することで各部署の連携を密にします。一本化したシステムで中小企業の皆様へワンストップのサービス体制を実現します。  そして、中小企業の皆様が直面している諸問題を解決できる情報管理、情報セキュリティの商品・サービス( IT・デジタル技術とデータを活用するためのNASサーバーとクラウドストレージサービス、事業継続計画・災害復旧のためのクラウドバックアップ、ゼロトラストセキュリティのためのネットワークセキュリティ機器)を継続的に開発し、自社販売だけでなく販売協力店を通じて発信と販売を行っていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を得た方針と業務最高責任者の決定に基づきコーポレートサイトに掲載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ワイズのDX推進 | | 公表日 | 2022年10月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ワイズコーポレートサイト内　会社情報　『ワイズのDX推進』にて公表。  https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  『ワイズDX推進戦略』『最新の情報処理技術活用環境の整備』に記載。 | | 記載内容抜粋 | IT・デジタル技術を駆使し一本化したシステムを構築するために基幹システム・グループウェア・チャットツールを活用します。利益貢献活動をする中で集まってくる情報やデータを全社で共有し社内研修や会議を行うことで高いレベルのサービス提供を図ります。 集約されたノウハウとデータは営業・開発・工事・保守・業務が均一化した一元管理で中小企業のニーズに最適手で応えるために活用します。 一連の社内DXの推進をするとともに集約されたノウハウとデータを基盤に最新デジタル技術を用いた商品開発やサービス運用の提供を行いお客様とお取引様のDXを推進します。  システムやIT・デジタル技術の選定や開発の環境改善のため、必要に応じて前向きな投資をし、人材の確保・育成を継続的に行います。  部署ごと担当者ごとに偏っていた集積情報を全社で可視化し、日々発生する課題に柔軟で機動的な対応が実現出来るように基幹システムを整えました。更に業務遂行レベルの向上に力を入れるためにオンプレとクラウドのハイブリッドクラウド環境の整備を行いました。ハイブリッドクラウド環境の特性とデーターの機密性・共有性・ワンストップサービスに必要なスピード性ごとに保存先を分ける取り組みを実行しています。基幹システムでは管理されたデータは開発・販売・サポートの一連の中で販売実績と収益の集計を閲覧でき、集計を基に市場の動向と将来性を踏まえて分析をし、経営戦略、営業戦略・開発戦略に反映させます。各戦略会議で立てた方策・施策を各拠点部署に迅速に周知徹底し、教育・開発・販売を出来るようにグループウェアとチャットツールを活用します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を得た方針と業務最高責任者の決定に基づきコーポレートサイトに掲載しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  『DX戦略を進める体制』に記載。 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を推進するために取締役会直下に『DX戦略本部』『情報システム部』『事業推進室』を設置しました。  DX戦略本部は取締役会指示のもと、取締役会で決定された方策の共有と施策実行のために定期的にDX戦略会議を行います。社内外の課題と解決策を検討するためには組織の横断的な取り組みが必要不可欠です。情報収集、デジタルコンテンツの活用促進、情報共有の一元管理を円滑に行えるように各部署から人員確保します。また、取締役会から任命を受けた者が本部長となり統括します。  情報システム部は取締役会から任命を受けた者とDX戦略本部長が取締役会指示のもと、DX戦略に基づく業務フローの改善と最適化、ミッションの達成に向けた社内システムの運用と情報管理・情報セキュリティの研修を行い、人材の育成に努めます。  事業推進室は取締役1名と取締役会から任命を受けた者が役員会で決定したプロジェクトをIT・デジタル技術を活用して事業推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  『最新の情報処理技術活用環境の整備』に記載。 | | 記載内容抜粋 | 『基幹システム』『グループウェア』『チャットツール』を用いて、各拠点部署でデータ活用するうえでゼロトラストネットワークでもセキュアな環境を整備することが必須となります。セキュアな環境を保てるようにUTM・エンドポイント・セキュリティスイッチを利用して社内の情報ネットワーク環境の整備に人員確保と投資を行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ワイズのDX推進 | | 公表日 | 2022年10月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ワイズコーポレートサイト内　会社情報　『ワイズのDX推進』にて公表。  https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  　『DX戦略指標』に記載。 | | 記載内容抜粋 | IT・デジタル技術を最大限活用し、ノウハウとデータを集約することで業務の属人化を解消し、業務遂行レベルの向上と業務スピードを上げ、均一化した一元管理をする。組織の一体感を醸成し、取締役会の決定方策を迅速に共有と自発的に実行することで顧客満足度の向上とシェアの拡大。  市場の動向やニーズを機敏に捉え、定期的に最新のデジタル技術を用いた情報管理・情報セキュリティの商品とサービスを開発・販売をし、顧客満足度の向上とシェアの拡大。  全社でDXに関連する研修やセミナーへの積極的参加と研鑽。  デジタル技術やデータ活用に関わる資格保有者の増加。  各部署の連携と業務プロセス遂行のために基幹システムの利用率100％を目指します。  社員間の情報共有を迅速に行うため、チャットツールの活用比率100％を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年10月26日 | | 発信方法 | 株式会社ワイズコーポレートサイト内　会社情報　『ワイズのDX推進』にて公表。  https://ys-net.ne.jp/company/company-dx  　『代表取締役メッセージ』に記載。 | | 発信内容 | 昨今、目まぐるしく変動する社会情勢においてビジネスモデルや組織、業務プロセスの抜本的改革によって安定した事業経営を行うことが求められています。弊社は中小企業様向けの商品開発・サービス運用に注力しておりますが頻発するデジタル・ディスラプションに柔軟に対応し、経営健全化と継続性を維持するためにDXを推進しています。  IT資産を全社にわたって活用するためには一元管理し共有する必要性があり、既存の業務をデジタル技術で効率化を図り、拡張や高度化に取り組んでいます。  また、情報を一元管理するうえで必然的に必要となるのが情報セキュリティです。グローバル化しているネットワークの脅威を抑えるために社内の人材育成だけでなく海外のセキュリティメーカーと協業することで国内外のセキュリティトレンドを共有し社内の情報セキュリティを強化しています。  常に業務プロセスとデジタル技術、セキュリティをチェックし、業務変革・デジタル変革を担う人材の育成と投資を行い社内のDXだけでなく、培ったノウハウとデータを活かしてお客様・お取引先様のDXを推進します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年11月頃　～　2023年11月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断による精査と提出(IPA自己診断結果入力サイトにて入力)を行い共有しています。申請番号：202310AH00008338 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年4月頃　～　2024年9月頃 | | 実施内容 | 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会に加盟しサイバーセキュリティ・情報セキュリティにおいて、システムや製品の技術的・物理的・組織的・人的安全確保と責任の所在を確認することを目的とし、体制を整備し組織的に施策を実施しております。  また、2022年8月23日付けで、「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」を宣言しました。  社内統括は情報システム部門が主管となり監査します。適切な時期と頻度で社員に情報セキュリティの研修を行い知識と技術を共有するとともに必要な分野のセキュリティレベル強化を実行します。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。